

葉山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立
同第2条第3項の規定により、副会長の選任

同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出

審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を2名許可

2 議 題

(1) 令和元年度葉山町国民健康保険料（案）について

(会 長) 議題1 令和元年度葉山町国民健康保険料（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「委員名簿」、「議題1 令和元年度葉山町国民健康保険料（案）について」、「保険料額比較表」、「平成30年度及び令和元年度における年間保険料の比較」、「国民健康保険の保険料について」、「保険料等年度別比較表」を配布させていただいております。よろしいでしょうか。

議題1を説明させていただく前に、用語の定義等について資料を用意させていただきました。お手元の「国民健康保険の保険料について」をご覧ください。

国民健康保険の構成として、被保険者の医療費を賄う分、後期高齢者医療制度に対して現役世代から支援をする分及び介護保険の費用として負担する分の3つに分かれます。なお、介護分については40歳から64歳までの被保険者の方に納めていただきます。

賦課総額につきましては、医療費等の歳出総額から、補助金・繰入金等を差し引いた残りを保険料として、被保険者の方から徴収をさせていただきます。資料1の国民健康保険特別会計の予算体系について、ご覧ください。右欄の歳出合計額から左欄の歳入のうち「使用料及び手数料」から「諸収入」の部分を控除した色塗りをしている部分について保険料として負担していただくこととなります。

国民健康保険料は、前年度の所得に応じ保険料の支払い能力に着目し賦課する応能割額と、一世帯・一人当たりという利益を享受することに対して賦課する応益割に分類されます。応能割額と応益割額に対する割合については、葉山町国民健康保険条例の規定により、所得割55%・均等割30%・平等割15%に定められています。

次に、賦課限度額についてですが、保険料には上限が定められており、平成30年度の賦課限度額と比較して3万円上がっており、総額として93万円から96万円になっております。

次に、所得割の賦課基礎額についてですが、総所得金額等から33万円を控除した

額が賦課基礎額となり、この賦課基礎額に所得割率を乗じた金額が、先程説明をさせていただきます。応能割額となります。

次に、保険料の納付方法についてですが、4月から翌年の3月までの年度分を世帯単位で計算し、世帯主宛に保険料の支払いをお願いしています。納期については、6月から翌年の3月までの10回と定めさせていただいております。また、徴収方法についても、納付書や口座振替により納付していただく普通徴収と年金から天引きをさせていただく特別徴収の2つの方法があります。

最後になりますが、令和元年度における制度改正について御説明をさせていただきます。

一つ目として、「低所得に係る保険料軽減の拡充」でございますが、低所得者に対する保険料軽減措置のうち5割・2割軽減が拡充されたことにより、被保険者の均等割・平等割額を減額する基準所得額を変更しました。5割軽減の基準所得額につきましては、被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準所得額につきましては、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に変更しました。各世帯による軽減額については、軽減判定早見表をご参考にしていただければと思います。

二つ目として、「賦課限度額の引き上げ」でございますが、保険料の賦課限度額の総額が3万円引き上げられたことにより、本年度より、医療分61万円、支援分19万円、介護分16万円の総額96万円が保険料の最高限度額となります。

以上で、「国民健康保険の保険料について」の説明は終わりとさせていただきます。それでは、議題1について順次ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。葉山町においては、国民健康保険の保険料率の算定を毎年試算して、その年度の料率を決定していますが、これは、保険料の当初予算額を確保するために算定するものでございます。

保険料の当初予算額の試算方法については、医療機関等に支払う医療費や国民健康保険の運営に必要な経費等の合計額を試算し、その金額から県からの補助金、一般会計からの繰入金等を差し引き、残りの金額を国民健康保険の保険料として被保険者の皆様に負担していただくこととしています。先程、「国民健康保険の保険料について」の際に説明をさせていただきました、資料1をご覧くださいと分かりやすいと思いますが、歳入と歳出のバランスとして収支がイコールの予算組みとなりますので、歳出の合計額から、歳入の項目にある「使用料及び手数料」から「諸収入」までの合計額を差し引いた色塗りをしている部分が、保険料としての予算額となります。

次に、保険料をどのように決めていくかということとなりますが、保険料は、応能割と応益割の2つに分かれています。応能割は被保険者の皆様の所得に応じて負担していただくもので、応益割は被保険者の皆様に均等に負担していただくものとなります。

この応能・応益割の割合につきましては、各市町村の実情により異なりますが、葉山町においては、町条例により応能割55%、応益割45%としております。応能割

につきましては所得割でございますが、応益割につきましては均等割及び平等割があり、均等割は加入者1人あたりに対し算定し、平等割は1世帯あたりに対し算定をします。各々の比率につきましては、町条例により、均等割30%、平等割15%と定めております。

この他に、後期高齢者医療支援金として納付していただく分と、国民健康保険加入者の40歳から64歳までの方は、国民健康保険料と一緒に介護保険料についても納付していただくこととなっております。こちらにつきましても、先程ご説明させていただきましたものと同様な割合で町条例により定めてございます。

次に資料2をご覧ください。令和元年度保険料率を算定するにあたり、被保険者1人あたりの算定基礎額（総所得額－基礎控除額）についても加味しております。因みに、平成30年度算定時における算定基礎額（一般分）は、82億6,207万710円、一般被保険者数8,423人、被保険者1人当たりの算定基礎額98万894円、令和元年度算定時における算定基礎額（一般分）は、74億2,447万1,402円、一般被保険者数8,265人、被保険者1人当たりの算定基礎額89万8,302円で、保険料の基となる算定基礎額が10.14%減少していることとなります。

ただいま、ご説明させていただきました方法により、医療分・支援分・介護分の国民健康保険料率を算定いたしますと、令和元年度の保険料率につきましては、お手元の資料に記載してありますとおりでございます。

医療分につきましては、所得割の料率が4.90%、均等割が19,000円、平等割が17,500円で、1人当たりの保険料で比較しますと61,736円となり、平成30年度と比較しますと57円の減額となっております。また、1世帯当たりの保険料で比較しますと101,180円となり、平成30年度と比較しますと1,480円の減額となっております。

2ページをご覧ください。

後期高齢者支援分につきましては、所得割の料率が2.40%、均等割が8,500円、平等割が7,500円で、1人当たりの保険料で比較しますと27,452円となり、平成30年度と比較しますと343円の増額となっております。また、1世帯当たりの保険料で比較しますと44,991円となり、平成30年度と比較しますと46円の減額となっております。

3ページをご覧ください。

介護分につきましては、所得割の料率が2.20%、均等割が9,500円、平等割が5,400円で、1人当たりの保険料で比較しますと31,340円となり、平成30年度と比較しますと1,917円の減額となっております。また、1世帯当たりの保険料で比較しますと38,269円となり、平成30年度と比較しますと2,723円の減額となっております。

4ページにつきましては、今までご説明させていただきました総括でございます。前年度との比較としますと、1人当たりの保険料として4,624円の減額、1世帯当たりの保険料として8,304円の減額となります。

次に、「保険料額比較表」をご覧ください。平成30年度と令和元年度の予算比較

を添付させていただいておりますが、令和元年度の保険料額については、保険料一般で医療分が4億4,480万円、支援分は2億160万円、介護分が9,010万円をベースに計算させていただいております。前年対比で3,747万4千円の減額となっております。

また、最後に平成30年度及び令和元年度における年間保険料の比較をつけさせていただきます。9パターンの条件設定をした場合の平成30年度と令和元年度の比較表でございます。同一条件で試算したところ昨年は5パターンでプラスとなりましたが、今年度は9パターン全てにおいてマイナスとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【質疑・意見】

(委員長) 応能割と応益割の比率だが、他の市町村と比較してどのくらい違うものなのか？

(事務局) 国民健康保険については保険税と保険料があり、保険税については条例で税率が規定され、保険料については条例で賦課割合が規定されています。葉山町においては保険料のため条例で賦課割合が規定され、応能割55%・応益割45%となっております。また、神奈川県内市町村の状況としては、応能割55%・応益割45%が多いと聞いています。

(委員長) 令和元年度の制度改正についてだが5割軽減・2割軽減の拡充とあるが、葉山町ではどのくらいの比率の方が該当しているのか？

(事務局) 手持ちに資料が無いので、後日、委員の皆さんに通知をさせていただきます。

(委員) 昨年と比較して保険料が下がっているように見受けられるが、逗子市等の他市町村と比較して保険料の金額がどのくらいなのか？また、逗子市は一般会計からの法定外繰入を減額していることを聞いているが、葉山町は一般会計からどのくらいの額の投入を予定しているのか？

(事務局) 保険料率については、神奈川県下で中庸値くらいとなっております。葉山町は、医療費が神奈川県下で低い位置にあるので、一般的に保険料が安くて良いのではという声を耳にしますが、反面、所得の割合が高い部類のため、保険料については所得の割合も加味されることから、葉山町においては中和され、神奈川県下における保険料については平均的な部分に位置されています。法定外繰入の状況については、繰入額を削減している市町村を多く見受けられますが、逗子市の法定外繰入についても、同様に毎年減額していることを聞いています。葉山町は、昨年度が9,000万円、今年度が7,000万円の繰り入れをしています。昨年度の9,000万円については、基金の残額が無くなってきたということから満額基金に積み立てをするための繰り入れをしました。今年度においても7,000万円を一般会計から繰り入れをしていますが、当初予算において5,900万円を基金積立として予算編成をしており、差額の1,100万円程を保険料に充当をしている状況です。逗子市と葉山町の保険料の違いについては、ここ数年の状況を見た限りでは近づいてきた感はあります。

(委員長) 基金繰入額だが、毎年1億円ということで、何か定めがあるのか？

(事務局) 特に定めということはありませんが、1億円を基金から繰り入れをして保険料率の平準化を図れていることから、葉山町の国保特別会計を潤沢に運営するためには1億円の他会計からの繰入が最低でも必要なものかと思っております。

(委員長) 医療費が神奈川県下で低い位置ということだが、健康を保つための方策として特定健診との関わりについては？

(事務局) 特定健診については可能な限り受診してもらいたいということで、広報・電話等により受診勧奨をしています。同封のチラシについては、分かりやすい内容を心がけて作成をしています。

(委員) 保険料率を定めるという部分と関係するかは分からないが、保険料の滞納の割合については？

(事務局) 収納率から言わせてもらいますと、93%程の収納率のため差額の率が滞納されている部分かと思われます。

(会長) その他に無いようでしたら、議題1について、ご承認をいただいでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、事務局(案)を承認することとします。

(2) その他について

(事務局) 国民健康保険の被保険者証については、今年度が一斉更新の年度となります。平成30年度までは、被保険者証と高齢受給者証について個別に交付をさせていただいておりましたが、今年度からは、70歳以上の国保加入者の方につきましては被保険者証兼高齢受給者証ということで証の一体化をさせていただくこととなります。このことについては、逗子市の運営協議会においても説明をさせていただいたことを逗子市の国民健康保険担当課からお聞きしております。逗子市の運営協議会では医師会選出の委員の方が欠席されていたため、逗葉医師会の方には伝わっていないかもしれませんが、被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴う通知については、逗子市・葉山町の連名により、三師会に対して通知を出させていただく予定となっております。

また、前回の会議において、条例改正について議題に上げさせていただきましたが、総務課で町例規集の差し替えが完了した後に、委員の皆様へ新しい国民健康保険条例を印刷してお渡しさせていただきます。

次回の協議会については、8月に開催を予定しております。平成30年度の決算について御審議いただく予定です。よろしく願いいたします。

(会長) 本日の議題につきましては全て終了しました。

これをもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。